一般社団法人大学コンソーシアム沖縄会費に関する規程

［令和３年２月２２日
制　　定］

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）定款第７条の規定に基づき、本法人の会費に関し、必要な事項を定める。

（会費）

第２条　定款第７条第１項及び第２項に規定する会費は、次表に掲げるところによる。

表：正会員及び賛助会員の会費

区　　分		会　費	備　　考
正会員（定款第５条第１項第１号に規定する沖縄県に所在する高等教育機関）	第１種	200,000 円	国立大学法人 琉球大学、公立大学法人 名桜大学、学校法人 沖縄科学技術大学院大学学園
	第２種	100,000 円	学校法人 沖縄キリスト教学院、学校法人 沖縄大学、学校法人 嘉数女子学園、学校法人 沖縄国際大学、独立行政法人国立高等専門学校機構、沖縄県立芸術大学、沖縄県立看護大学
賛助会員（定款第５条第１項第２号に規定する組織又は団体）		20,000 円（一口）	

２　会費は、事業活動に生じる費用に充てるものとする。

（会費の納入等）

第３条　会費納入は年１回とし、事業年度内の期日までに、この法人が指定する口座に１年分を納入する。

２　会費納入に要する振り込み手数料は会員の負担とする。

３　本法人は、正会員又は賛助会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

（雑則）

第４条　この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、令和３年２月２２日から施行する。